

SAN TEN

山 嶺

令和3年の山岳遭難防止活動



富山県山岳遭難対策協議会

目 次

1	はじめに	1
2	立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込状況	1
3	平成元年以降の山岳遭難発生状況	2
4	令和3年中における山岳遭難発生状況	3
	(1) 月別発生状況	3
	(2) 山域別遭難者数	3
	(3) 警察署別発生状況	4
	(4) 場所別遭難者数	4
	(5) 態様別遭難者数	5
	(6) 年齢別・男女別遭難者数	5
	(7) 目的別遭難者数	6
	(8) 居住地別遭難者数	6
	(9) 職業別遭難者数	7
	(10) 登山届提出状況	7
	(11) 遭難者の山岳会等所属別状況	7
	(12) 遭難者のパーティー別状況	7
5	救助隊の月別出動状況	8
6	ヘリコプターの出動状況	9
7	山岳情報の発信と利用状況	10
8	山岳診療所の開設状況	10
9	富山県登山届出条例に基づく登山届について	11
	(1) 過去20年間の届出状況	12
	(2) 令和2年度(令和2年12月1日～令和3年5月15日)届出状況	13
	① 団体別・年齢別	13
	② 居住地別	13
	③ 構成人数別	14
	④ 登山日数別	14
	⑤ 登山コース別	15
	⑥ 勧告状況	16
	(3) 富山県登山届出条例等	17
	① 富山県登山届出条例	17
	② 富山県登山届出条例施行規則	19
	③ 勧告の基準	19
	④ 危険地区及び特別危険地区	20
	⑤ 登山届様式	21
10	立山室堂地区における山岳スキー等の遭難防止対策について	25
	(1) 富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱	26
	(2) 入山届様式	29
11	遭難防止対策等推進状況	31
12	富山県山岳遭難救助組織概念図	34
13	富山県山岳遭難対策協議会役員名簿	35
14	富山県登山指導員名簿	36

1 はじめに

令和3年の立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込数は、前年から約8万3,000人増加し、約44万1,000人であった。

富山県内における山岳遭難事故は、発生件数104件（前年比+30件）、遭難者数110人（前年比+32人）で、いずれも増加した。

遭難者の内訳では、40歳以上の中高年者が94人と全体の85.5%を占めている。

富山県山岳遭難対策協議会では、山岳遭難事故を未然に防止するため、防止対策部（富山県生活環境文化部自然保護課）、防止指導部（富山県教育委員会保健体育課）及び救助部（富山県警察本部地域部山岳安全課）がそれぞれ関係機関・団体と緊密に連携し、遭難防止広報や登山者に対する現地指導等を積極的に推進するとともに、県内各方面遭難対策協議会救助隊員が山岳警備隊、県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等と連携し、空陸一体となった迅速な救助活動に努めている。

本資料は、令和3年の山岳遭難事故発生状況、救助活動、遭難防止対策等を取りまとめたものであり、今後の山岳遭難事故防止の一助になれば幸いである。

<山岳遭難発生状況>

	遭難件数	遭難者数	遭難者数			
			死亡	行方不明	負傷	無事救出
令和3年	104	110(11)	7(1)	2	60(0)	41(10)
令和2年	74	78(17)	8(3)	0	45(0)	25(14)
増減	30	32(-6)	-1(-2)	2	15(0)	16(-4)

()は病人で内数

2 立山黒部アルペンルート及び黒部峡谷鉄道の入込状況

立山黒部アルペンルートの入込者数は約30万4,000人で、前年に比べ約7万4,000人増加。また、黒部峡谷鉄道は約13万7,000人で前年に比べ約9,000人増加した。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元年以前の入込者数に比べると、令和2年と令和3年の入込者数は大幅に減少した。令和3年の入込者数は、過去最少となった令和2年に次いで2番目に少ない入込者数であった。

	立山黒部 アルペン ルート	前年比		黒部峡谷 鉄道	前年比		合計	前年比	
		増減数	増減率		増減数	増減率		増減数	増減率
令和3年	304,000	74,000	32.2%	137,000	9,000	7.0%	441,000	83,000	23.2%
令和2年	230,000	-653,000	-74.0%	128,000	-202,000	-61.2%	358,000	-855,000	-70.5%
令和元年	883,000	-98,000	-10.0%	330,000	-6,000	-1.8%	1,213,000	-104,000	-7.9%
平成30年	981,000	52,000	5.6%	336,000	-3,000	-0.9%	1,317,000	49,000	3.9%
平成29年	929,000	7,000	0.8%	339,000	-14,000	-4.0%	1,268,000	-7,000	-0.5%
平成28年	922,000	-75,000	-7.5%	353,000	-49,000	-12.2%	1,275,000	-124,000	-8.9%

※ 立山黒部貫光株式会社及び黒部峡谷鉄道株式会社資料より

3 平成元年以降の山岳遭難発生状況

年別の発生件数は令和元年が147件と最も多く、次いで平成27年が136件、平成20年と平成26年の133件の順に多い。

遭難者数は平成20年が159人と最も多く、次いで平成25年と令和元年の157人の順に多い。

	発生件数	遭難者数	遭難者数				中高年遭難者数	構成率
			死者	行方不明者	負傷者	無事救出		
平成元年	77	101	17	0	49	35	40	39.6%
平成2年	70	84	6	1	40	37	32	38.1%
平成3年	77	93	10	1	45	37	41	44.1%
平成4年	69	82	11	1	38	32	41	50.0%
平成5年	79	85	15	3	40	27	42	49.4%
平成6年	95	107	14	0	56	37	63	58.9%
平成7年	66	69	4	0	43	22	44	63.8%
平成8年	93	105	8	2	58	37	56	53.3%
平成9年	69	79	10	4	44	21	49	62.0%
平成10年	76	86	9	4	40	33	56	65.1%
平成11年	102	110	15	0	59	36	72	65.5%
平成12年	99	113	16	0	61	36	78	69.0%
平成13年	105	128	12	2	60	54	83	64.8%
平成14年	118	135	8	0	71	56	81	60.0%
平成15年	102	111	12	0	53	46	89	80.2%
平成16年	91	96	11	2	58	25	75	78.1%
平成17年	107	115	10	0	61	44	87	75.7%
平成18年	113	119	11	2	60	46	82	68.9%
平成19年	117	138	13	1	67	57	107	77.5%
平成20年	133	159	16	2	61	80	128	80.5%
平成21年	122	131	17	2	60	52	98	74.8%
平成22年	113	134	12	0	63	59	98	73.1%
平成23年	116	132	18	2	65	47	101	76.5%
平成24年	107	117	14	2	54	47	93	79.5%
平成25年	128	157	26	0	69	62	125	79.6%
平成26年	133	151	18	0	79	54	115	76.2%
平成27年	136	156	14	1	84	57	115	73.7%
平成28年	116	128	9	2	61	56	91	71.1%
平成29年	131	144	16	2	70	56	113	78.5%
平成30年	123	131	5	2	76	48	102	77.9%
令和元年	147	157	20	2	81	54	125	79.6%
令和2年	74	78	8	0	45	25	61	78.2%
令和3年	104	110	7	2	60	41	94	85.5%

※「無事救出」には、病気が要因で救助された遭難者を含む。

※ 行方不明者のうち、平成3年1人、平成27年1人、令和元年1人は、翌年以降に発見死亡が確認され、発表当時の数値を訂正。

4 令和3年中における山岳遭難発生状況

(1) 月別発生状況

月別では、9月の27件(26.0%)、27人(24.5%)が最も多く、次いで8月の20件(19.2%)、23人(20.9%)の順であった。

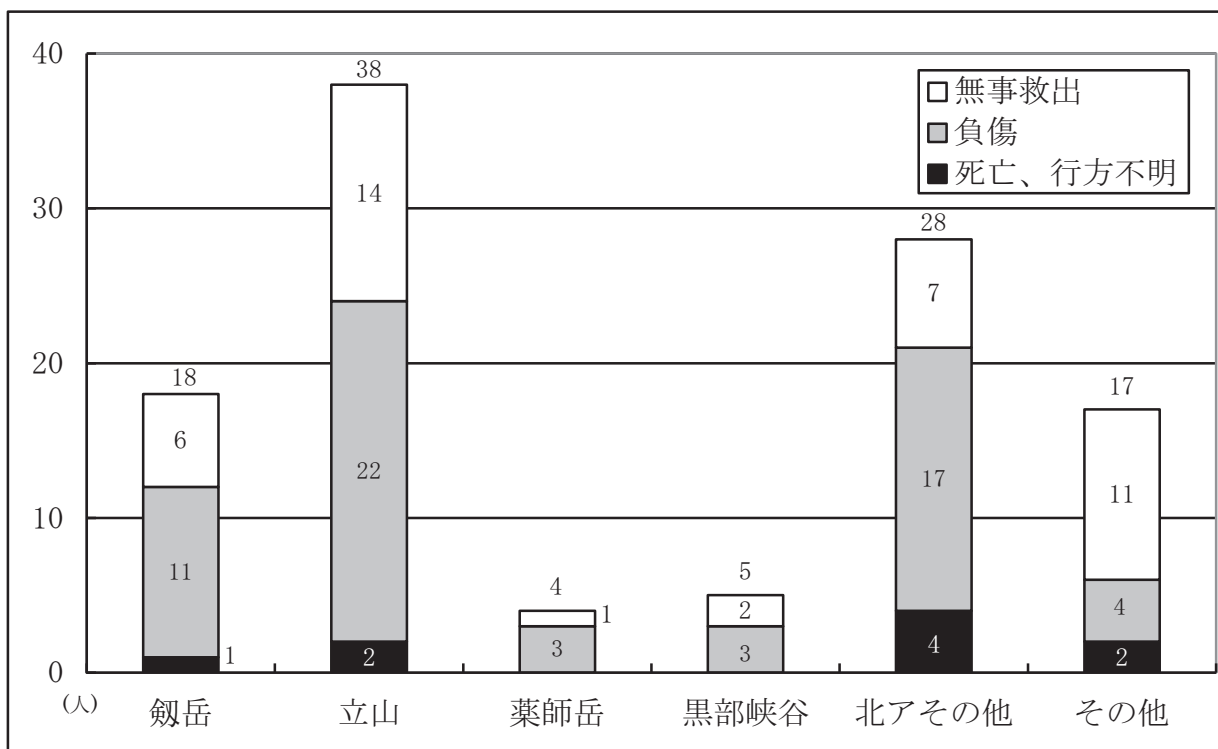
シーズン別では、秋山(9月～11月)が42件(40.4%)、42人(38.2%)で最も多く、次いで夏山(7月～8月)が39件(37.5%)、42人(38.2%)であった。

	発生件数	遭難者数				
		死者	行方不明者	負傷者	無事救出	
1月	0	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)
2月	1	1 (0)	1 (0)	0	0 (0)	0 (0)
3月	0	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)
4月	8	8 (2)	0 (0)	0	4 (0)	4 (2)
5月	10	13 (0)	0 (0)	1	2 (0)	10 (0)
6月	4	4 (0)	0 (0)	0	2 (0)	2 (0)
7月	19	19 (2)	1 (0)	0	11 (0)	7 (2)
8月	20	23 (4)	4 (1)	0	11 (0)	8 (3)
9月	27	27 (3)	0 (0)	0	19 (0)	8 (3)
10月	14	14 (0)	1 (0)	1	10 (0)	2 (0)
11月	1	1 (0)	0 (0)	0	1 (0)	0 (0)
12月	0	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)
計	104	110 (11)	7 (1)	2	60 (0)	41 (10)

() は病人で内数

(2) 山域別遭難者数

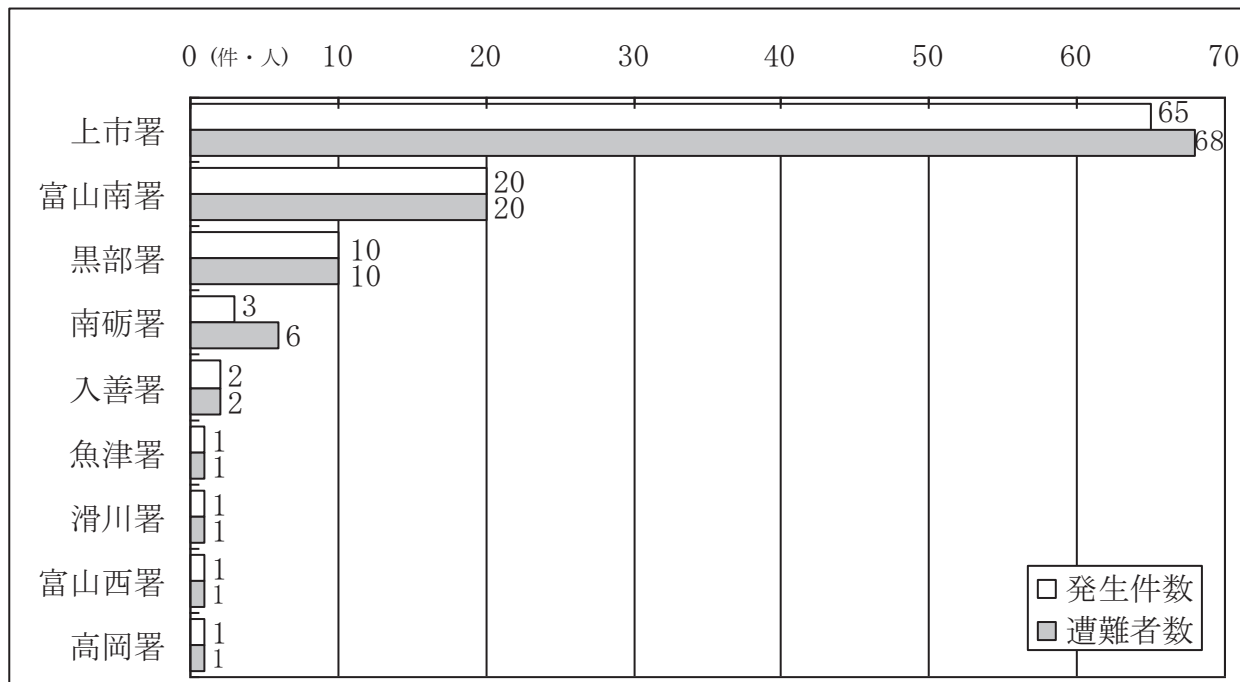
立山及び劔岳山域の遭難者数が56人で、全体の50.9%を占めた。



※「北アその他」は、大日岳、雲ノ平、仙人谷、五龍岳、長母山等

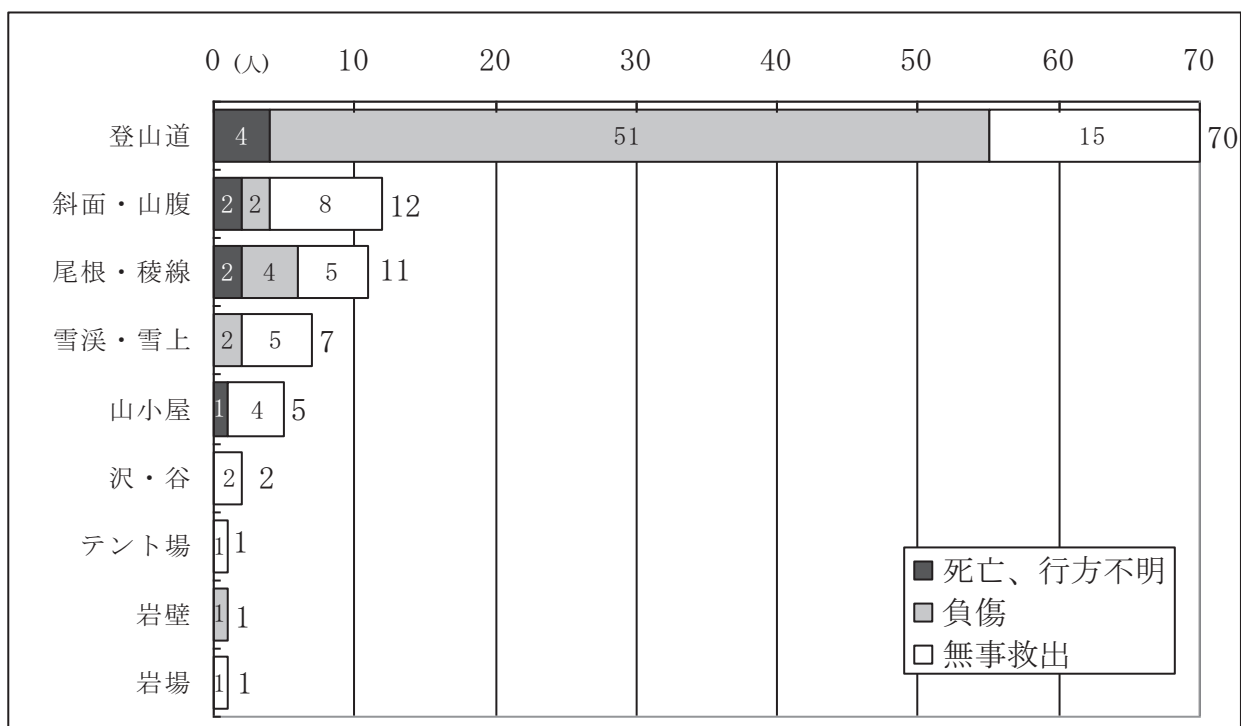
(3) 警察署別発生状況

立山や劔岳を管轄する上市警察署が 65 件(62.5%)、68 人(61.8%) で最も多く、次いで薬師岳や黒部川源流地帯を管轄する富山南警察署が 20 件(19.2%)、20 人(18.2%) であった。



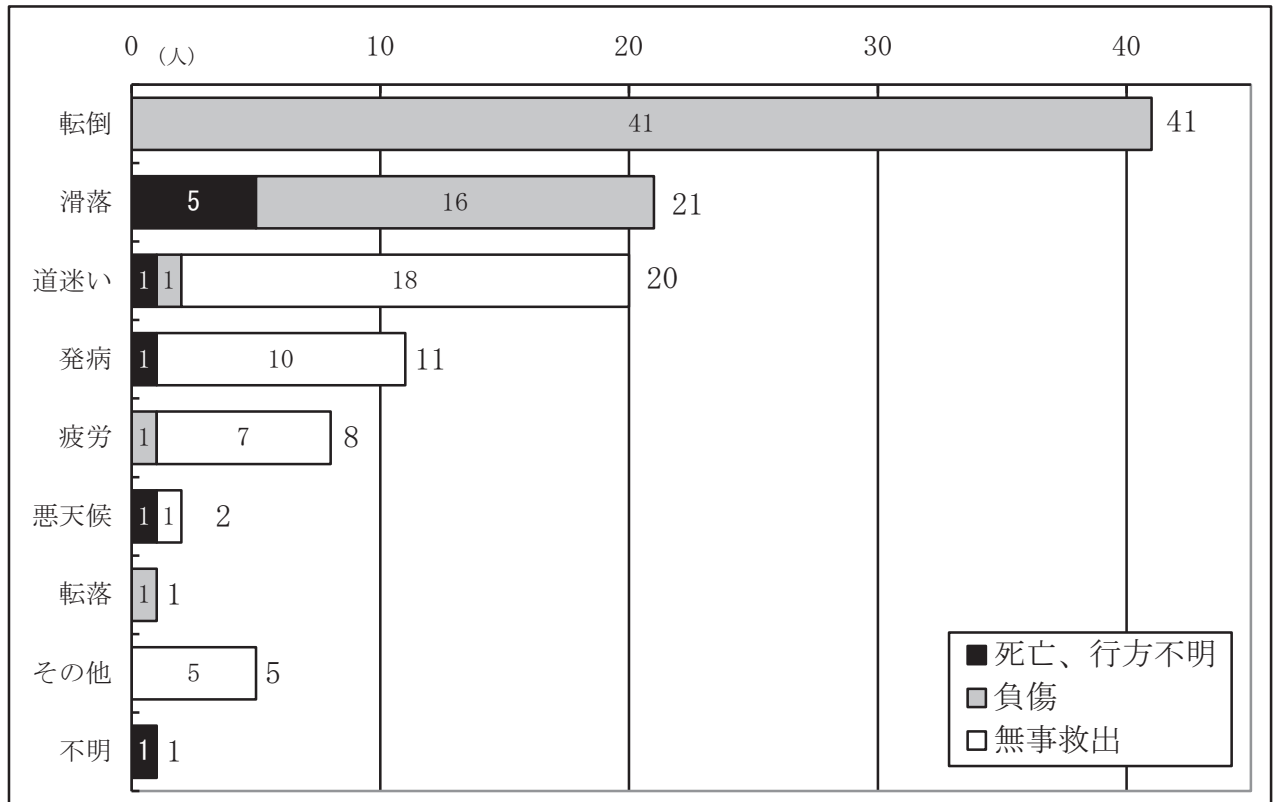
(4) 場所別遭難者数

登山道が 70 人(63.6%) と最も多く、次いで斜面・山腹が 12 人(10.9%) であった。



(5) 態様別遭難者数

転倒が41人(37.3%)と最も多く、次いで滑落21人(19.1%)、道迷い20人(18.2%)、発病11人(10.0%)の順であった。



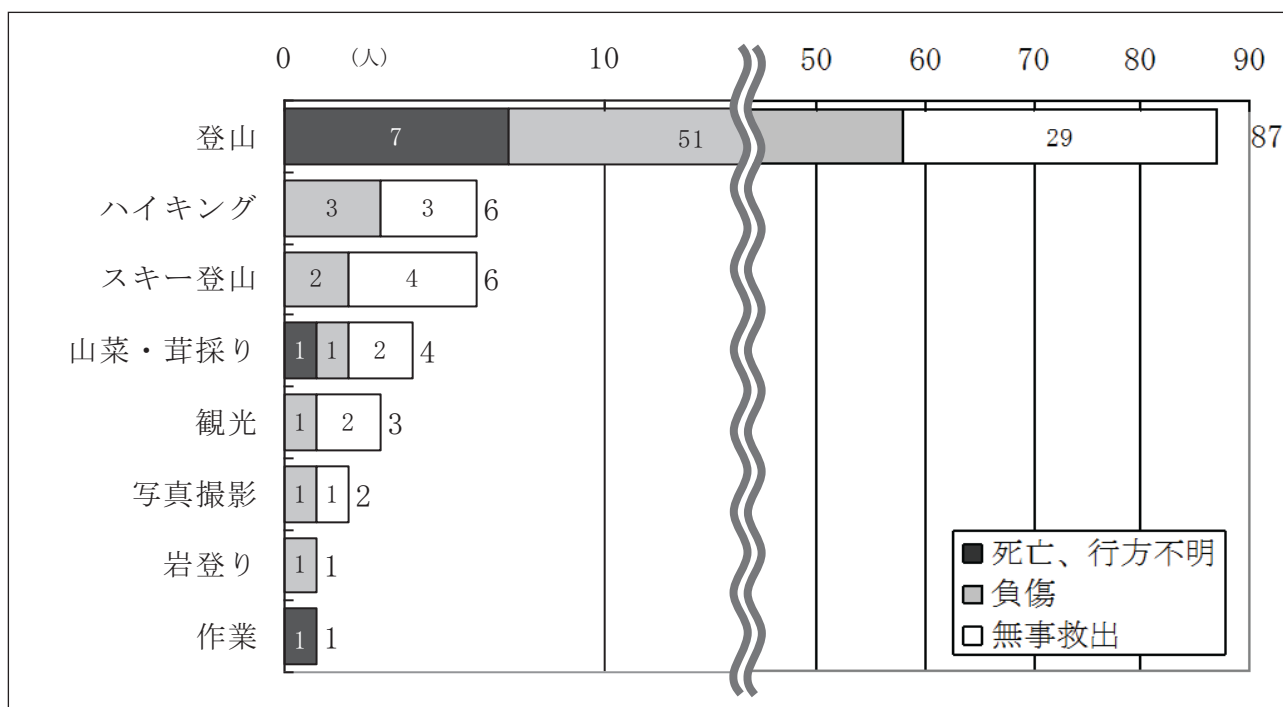
(6) 年齢別・男女別遭難者数

40歳以上の中高年者が94人と全体の85.5%を占めるとともに、60歳以上が57人と全体の51.8%を占めた。

	性別	死亡	行方不明	負傷	無事救出	小計	合計	構成率
19歳以下	男性	0	0	1	2	3	4	3.6%
	女性	0	0	0	1	1		
20歳以上 29歳以下	男性	0	0	1	5	6	6	5.5%
	女性	0	0	0	0	0		
30歳以上 39歳以下	男性	1	0	1	2	4	6	5.5%
	女性	0	0	0	2	2		
40歳以上 49歳以下	男性	1	0	4	5	10	16	14.5%
	女性	0	0	5	1	6		
50歳以上 59歳以下	男性	0	1	5	6	12	21	19.1%
	女性	0	0	6	3	9		
60歳以上 69歳以下	男性	2	0	18	1	21	30	27.3%
	女性	1	1	5	2	9		
70歳以上	男性	1	0	9	9	19	27	24.5%
	女性	1	0	5	2	8		
男性計		5	1	39	30	75	75	68.2%
女性計		2	1	21	11	35	35	31.8%
合計		7	2	60	41	110	110	100%

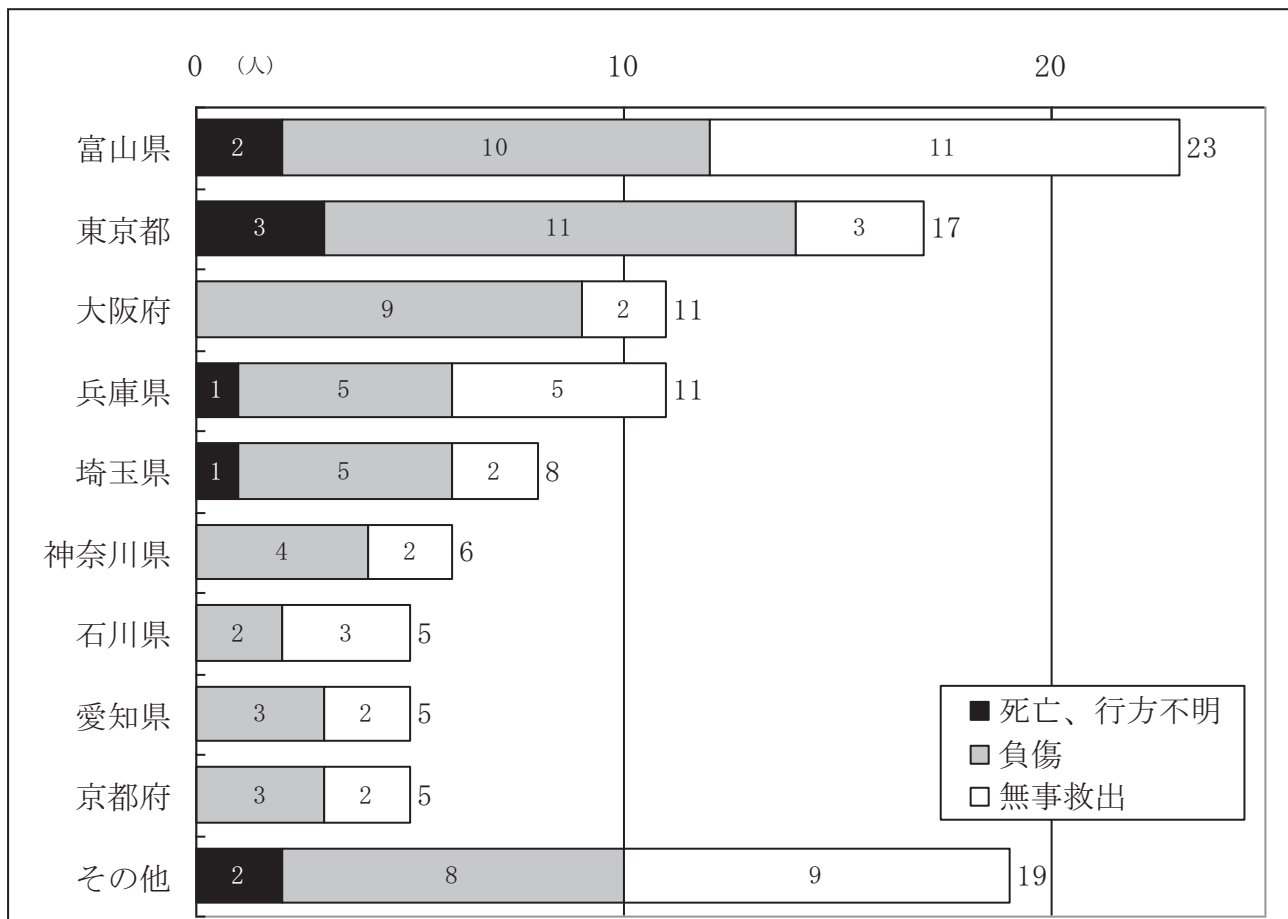
(7) 目的別遭難者数

登山目的が 87 人と全体の 79.1%を占めた。



(8) 居住地別遭難者数

富山県が 23 人(20.9%)と最も多く、次いで東京都の 17 人(15.5%)、大阪府・兵庫県の 11 人(10.0%)であった。



(9) 職業別遭難者数

	遭難者数 (構成率)	遭難者数 (構成率)			
		死者	行方不明者	負傷者	無事救出
公務員	2 (1.8%)	0	0	2	0
教職員	2 (1.8%)	0	0	1	1
会社員等	44 (40.0%)	2	1	25	16
団体職員	4 (3.6%)	0	0	2	2
自営業	9 (8.2%)	0	0	6	3
医療関係	5 (4.5%)	0	0	2	3
無職	30 (27.3%)	4	1	16	9
学生	2 (1.8%)	0	0	1	1
小中学生	4 (3.6%)	0	0	1	3
その他	8 (7.3%)	1	0	4	3
合計	110 (100%)	7	2	60	41

(10) 登山届提出状況

	遭難者数 (構成率)
登山届提出あり	53 (48.2%)
登山届提出なし	57 (51.8%)
合計	110 (100.0%)

(11) 遭難者の山岳会等所属別状況

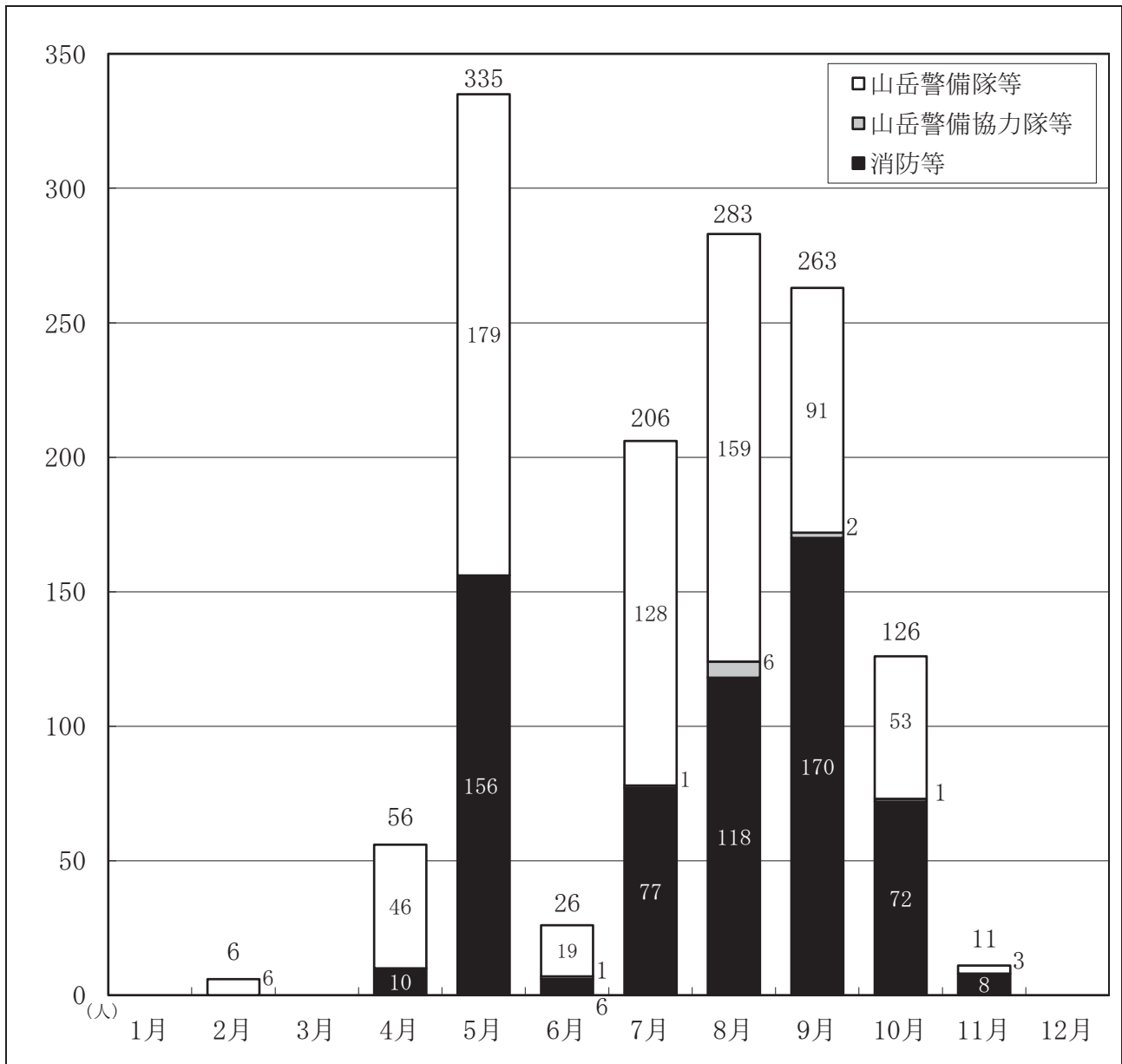
	遭難者数 (構成率)	遭難者数 (構成率)			
		死者	行方不明者	負傷者	無事救出
未組織登山者等	96 (87.3%)	5	2	51	38
社会人山岳会	6 (5.5%)	0	0	4	2
その他の団体	2 (1.8%)	1	0	1	0
ツアー登山	5 (4.5%)	1	0	3	1
ガイド登山	1 (0.9%)	0	0	1	0
合計	110 (100%)	7	2	60	41

(12) 遭難者のパーティー別状況

	遭難者数 (構成率)	遭難者数 (構成率)			
		死者	行方不明者	負傷者	無事救出
単独	47 (42.7%)	5	2	21	19
2人	25 (22.7%)	1	0	14	10
3人	16 (14.5%)	0	0	11	5
4人	8 (7.3%)	0	0	6	2
5人	2 (1.8%)	0	0	2	0
6～9人	6 (5.5%)	0	0	2	4
10人以上	6 (5.5%)	1	0	4	1
合計	110 (100%)	7	2	60	41

5 救助隊の月別出動状況

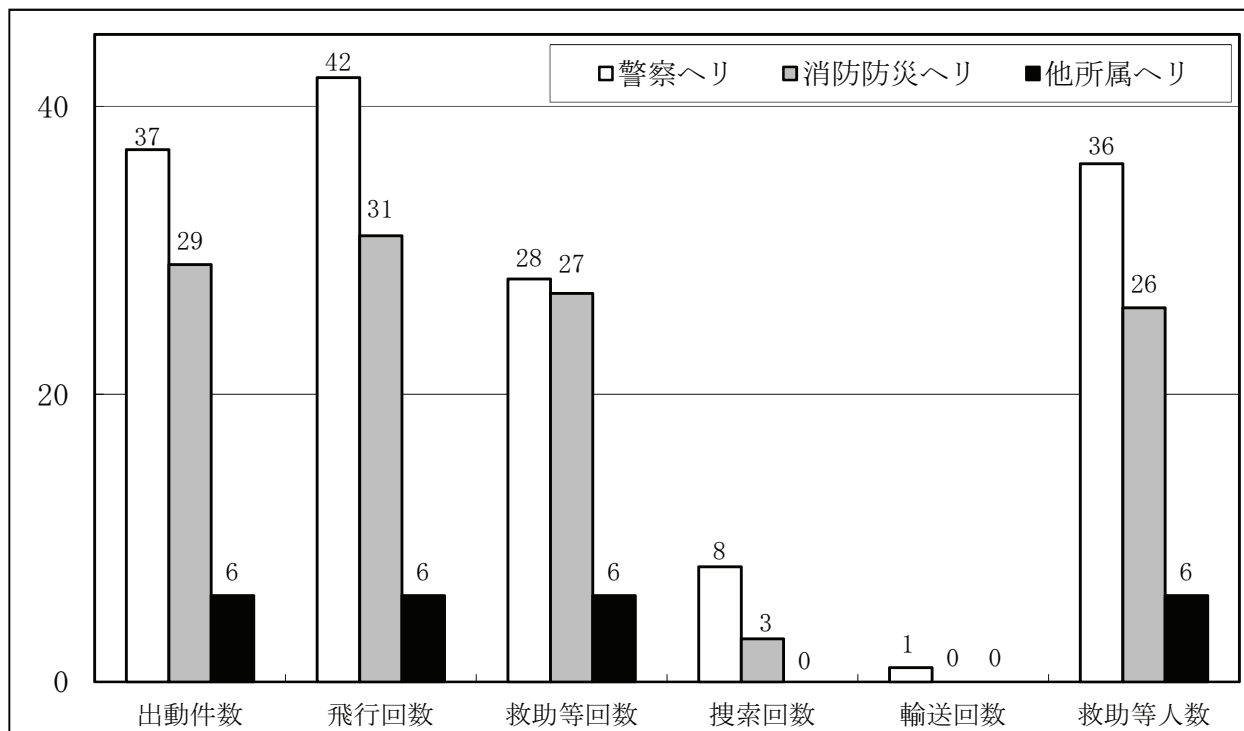
山岳警備隊員を始めとする警察の出動人員は、684人(52.1%)で、前年比216人の増加であった。消防等の出動人員は、617人(47.0%)で、前年よりも176人の増加であった。



	延べ出動日数	延べ出動人員	山岳警備隊等	山岳警備協力隊等	消防等
			警察官		
令和3年	127	1,312	684	11	617
令和2年	90	921	468	12	441
増減	37	391	216	-1	176

6 ヘリコプターの出動状況

全遭難事故 104 件中 71 件に延べ 79 回飛行(警察ヘリ 42 回、消防防災ヘリ 31 回、他所属ヘリ 6 回飛行)し、救助等人数は 68 人であった。



区 分	出動件数	飛行回数	救助等			救助等人数
			救助等	捜 索	輸 送	
警 察 ヘ リ	37	42	28	8	1	36
消 防 防 災 ヘ リ	29	31	27	3	0	26
他 所 属 ヘ リ	6	6	6	0	0	6
計	72※	79	61	11	1	68

※ 出動件数は 71 件だが、内同一事故で県警ヘリと防災ヘリが重複して出動したものが 1 件あるため、出動件数は合計 72 件となっている。

※ 他所属ヘリ飛行回数は長野県警ヘリ 2 回、岐阜県警ヘリ 2 回、福井県防災ヘリ 2 回



室堂平での防災ヘリコプターと山岳警備隊員が連携した救助

7 山岳情報の発信と利用状況

富山県山岳遭難対策協議会のホームページ「立山室堂山岳スキー情報」において、4、5、11月には毎日気象及び雪崩情報を提供した結果、263,028回の利用があった。

また、富山県警察のホームページでは、山岳情報（春山4回、夏山2回、秋山4回、冬山2回、その他3回）を提供した結果、69,650回の利用があった。

さらに令和3年は、山岳警備隊専用ツイッターを、272回ツイートし、山岳状況等の情報を発信した結果、令和4年1月20日にフォロワー数が1万人に達した。



シュルンドからの遭難者引上げ救助訓練

8 山岳診療所の開設状況

山岳地帯における救護活動を行うため、次の診療所が開設された。

名 称	所 在 地	診 療 主 体	開 設 期 間
立山診療所	室堂立山センター内	金沢大学医学部 (十全山岳会) 富山県立中央病院 (夏期のみ)	7月22日～8月31日 *GWの開設なし
雷鳥沢診療所	雷鳥沢野営管理所内	金沢大学医学部 (十全山岳会)	開設なし
劔沢診療所	劔沢野営管理所内	金沢大学医学部 (十全山岳会)	7月23日～8月21日
太郎平診療所	太郎平小屋内	日本医科大学	開設なし
三俣診療所	三俣山荘内	岡山大学医学部 香川大学医学部	開設なし

9 富山県登山届出条例に基づく登山届について

昭和 38 年 1 月、薬師岳において大学山岳部のパーティー13 人全員が遭難死したことを一つの契機として、昭和 41 年に「富山県登山届出条例」が制定された。その後、昭和 44 年に届出内容の追加・特別危険地区設定等、条例の一部改正、昭和 62 年に条例に基づく勧告基準の一部改正、平成 16 年に登山届出様式の改正が行われ、さらに令和元年から、全国的に普及している(公社)日本山岳ガイド協会が運営する登山届受理システム「コンパス」を経由しての提出が可能となり、現在に至っている。

この条例の目的は、冬季の劔岳及び周辺山域という、非常に厳しい環境下で登山を行おうとする者に登山届提出義務を課すことで、慎重な計画の立案や行動を促すとともに、届出内容の不備に対しては、適切な勧告等を行い、山岳遭難を未然に防止するというものである。条例施行から半世紀が経過し、登山を取り巻く情勢も施行当時から大きく変化している。しかしながら、全国に先駆けて登山届出を義務化した本条例は、今日では、積雪期の劔岳を目指す登山者に定着し、遭難防止に大きな役割を果たしている。今後とも、本条例に基づく登山届が、登山者自身の遭難防止に関する自覚を促し、安全登山意識の一層の向上に資することを期待する。

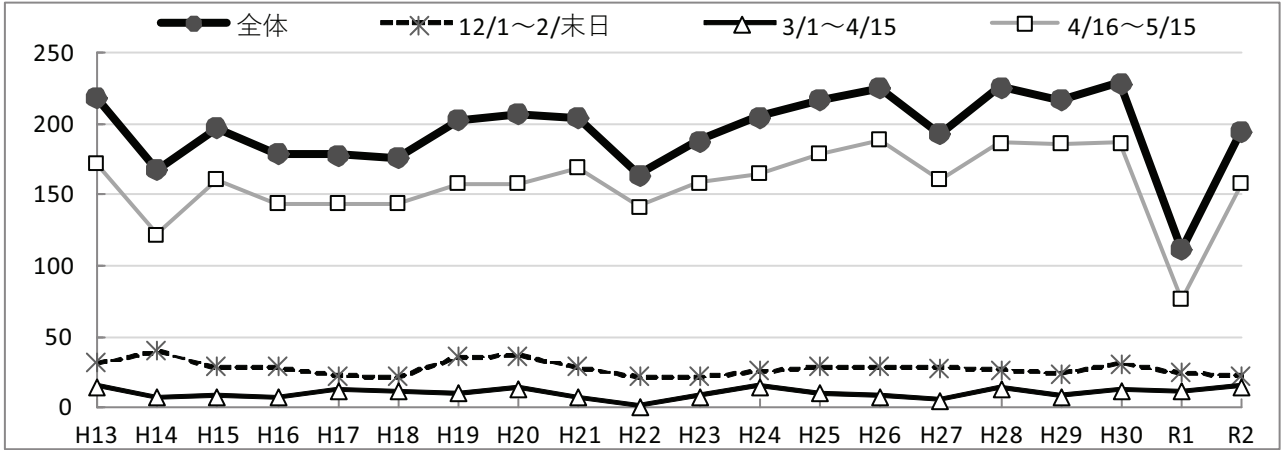
「富山県登山届出条例」の概要

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1 施行年月日 | 昭和 41 年 3 月 26 日 |
| 2 適用期間 | 毎年 12 月 1 日から翌年 5 月 15 日まで |
| 3 適用区域 | 劔岳周辺の山岳地帯（危険地区） |
| 4 目的・趣旨 | (1) 山岳遭難の防止
(2) 遭難時の対策 |

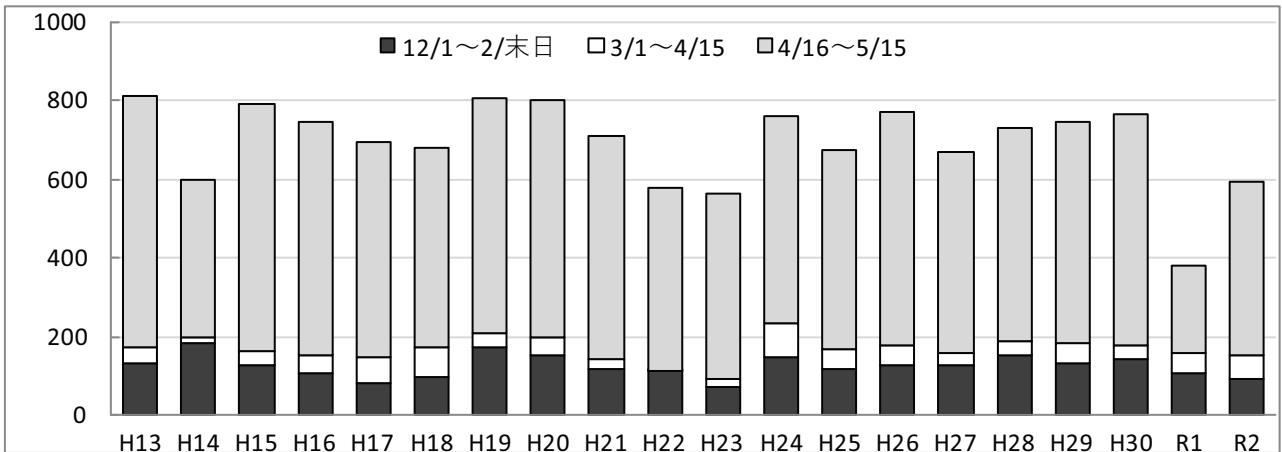
(1) 過去 20 年間の届出状況

令和 2 年度は、届出件数・人数ともに大きく落ち込んだ前年から増加し、近年の 200 件 700 人前後の水準に戻りつつある。

◎ 届出件数



◎ 人数



年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
冬山	件数	31	39	28	28	22	21	35	36	28	21	25	28	28	27	26	23	30	24	22	
	人数	131	183	126	109	83	96	174	153	117	112	73	146	118	127	128	154	134	145	109	91
春山前期	件数	15	7	8	7	12	11	10	13	7	1	8	10	8	5	13	8	12	11	15	
	人数	42	14	40	46	66	76	37	47	24	3	21	87	49	50	32	34	50	32	47	63
春山後期	件数	171	121	160	143	143	143	157	157	168	141	158	164	178	188	160	186	185	186	76	157
	人数	637	400	625	589	548	510	596	601	568	462	470	525	509	594	510	544	560	589	227	438
合計	件数	217	167	196	178	177	175	202	206	203	163	187	204	216	224	192	225	216	228	111	194
	人数	810	597	791	744	697	682	807	801	709	577	564	758	676	771	670	732	744	766	383	592

※ ~平成20年：冬山(12/1~2/15)、春山前半(3/1~4/15)、春山後半(4/16~5/15)

※ 平成21年～：冬山(12/1~2/末日)、春山前半(3/1~4/15)、春山後半(4/16~5/15)

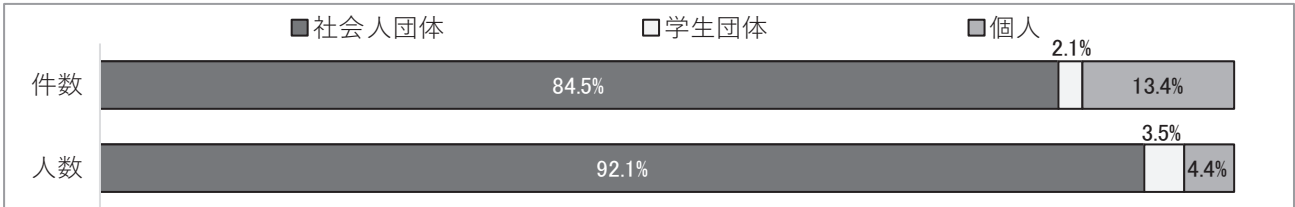
(2) 令和2年度（令和2年12月1日～令和3年5月15日）届出状況

① 団体別・年齢別

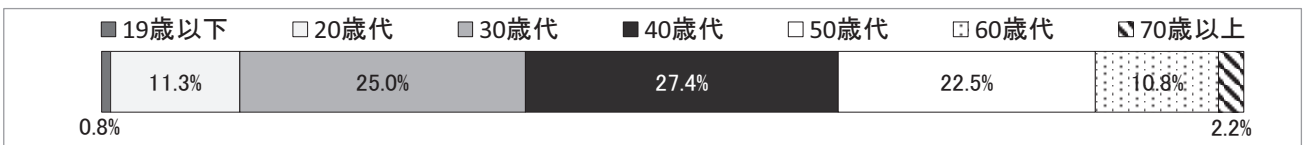
団体別では、件数・人数共に社会人団体所属が最多。

年齢別では、30、40、50歳代がそれぞれ全体の約4分の1ずつを占める。

<団体別件数（パーティー数）及び人数の比率>



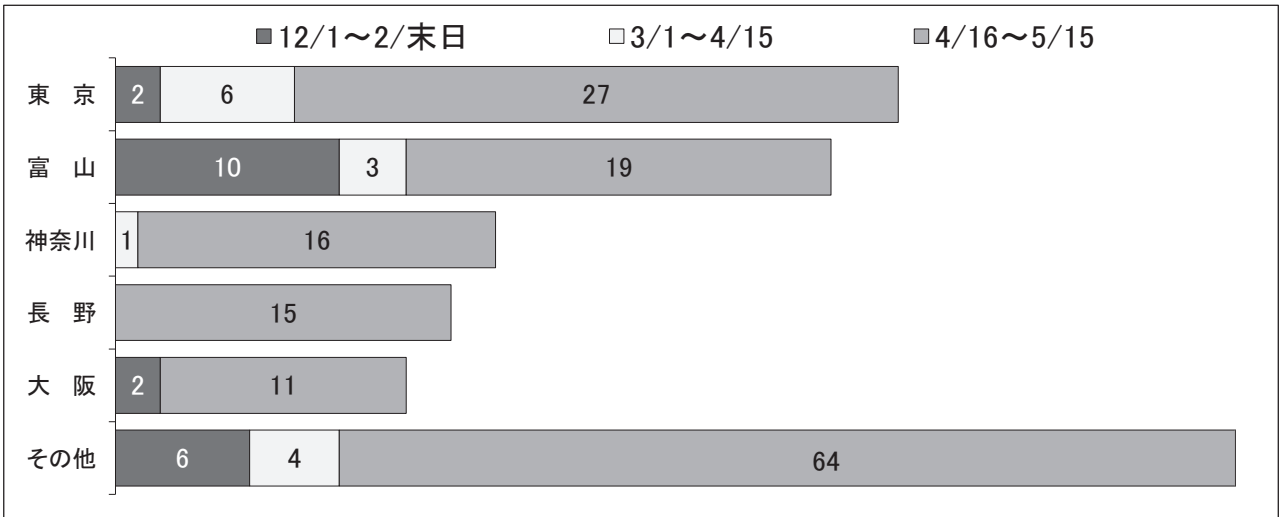
<年齢別人数の比率>



② 居住地別

東京都が最多で、以下、富山、神奈川、長野、大阪と続く。地域別比率では、関東が約40%を占めている。

<都道府県別件数>



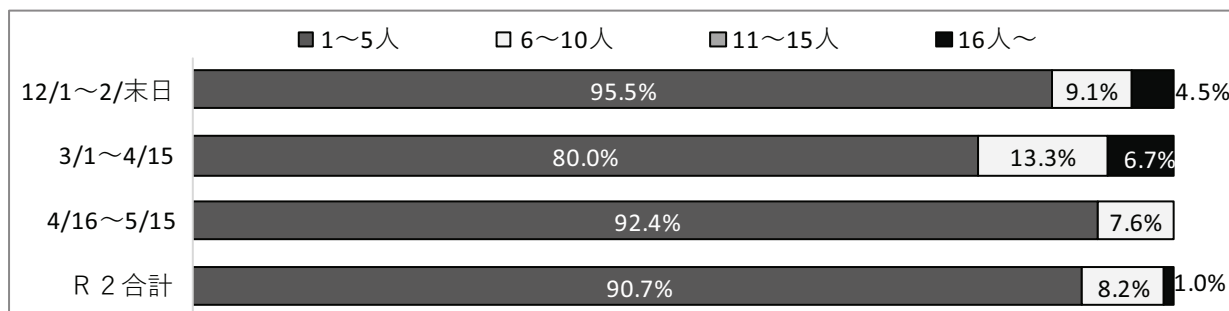
<地域別構成率>



③ 構成人数別

全体の約90%が5人以下のパーティーであり、1パーティー当たりの平均人数は約3.4人である。平成2年度の平均人数4.9人と比較して、少人数化が進んでいる。

<登山届の構成人数別構成率>



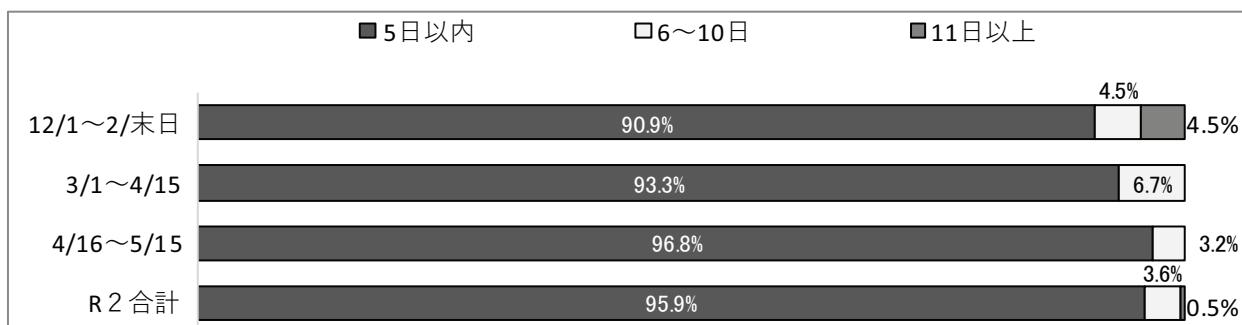
<過去5年間の比率>



④ 登山日数別

全体の約96%が5日以内の登山である。(予備日を除く)

<登山届の登山日数別構成率>



<過去5年間の比率>

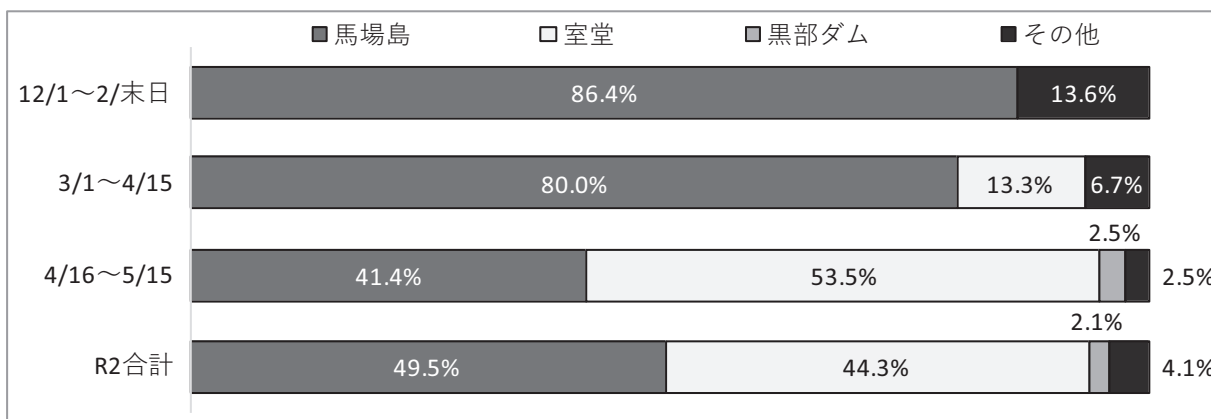


⑤ 登山コース別

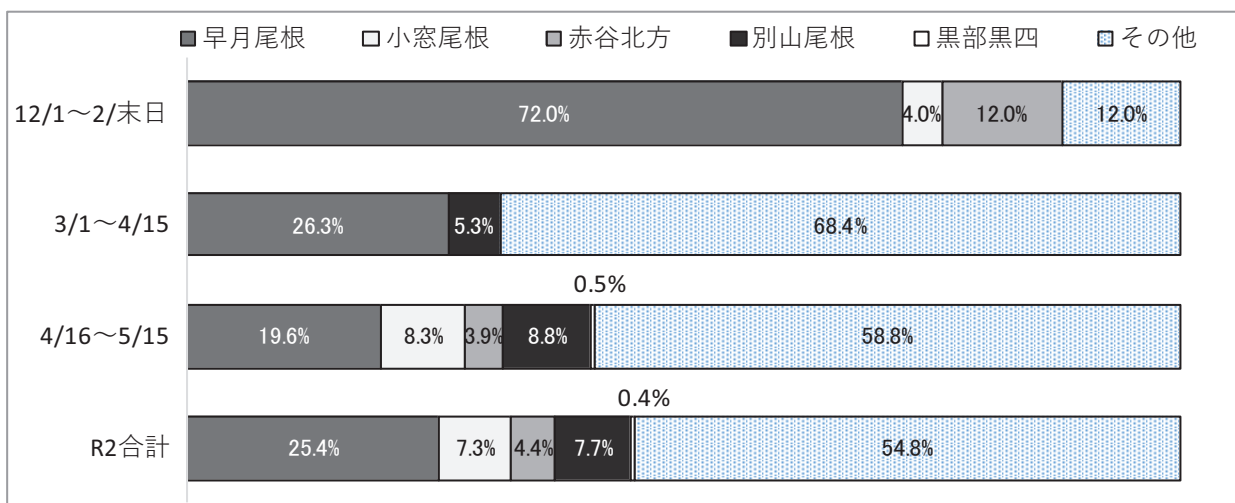
室堂及び馬場島が、主な入下山口になっている。特に年末年始を含む12/1～2/末期は、届出の約86%が馬場島からの早月尾根の往復である。

登山コース「その他」には、八ツ峰や源次郎尾根、長次郎谷、黒部横断等のいわゆるバリエーションルートや、アルペンルート開通後の山岳スキー等が含まれ、その合計は全体の約55%を占める。

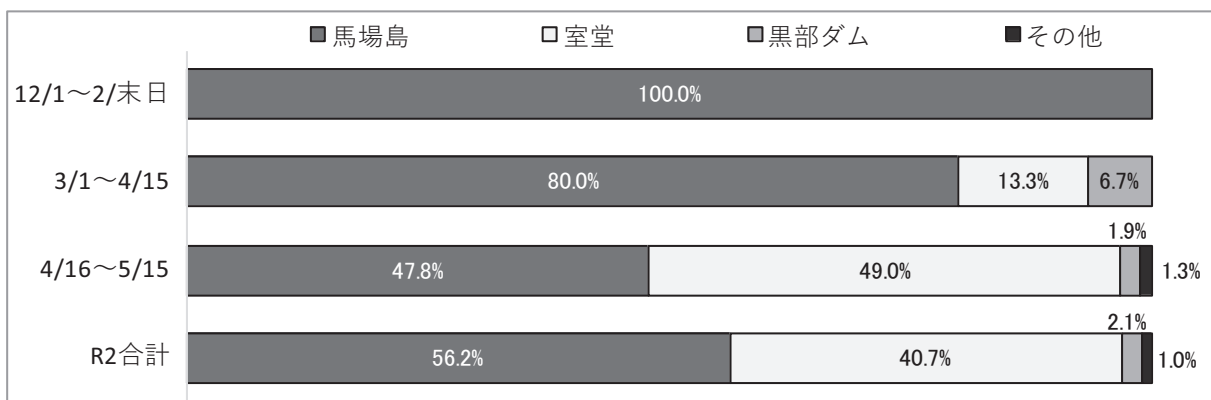
<入山口別構成率>



<登山コース別構成率> ※1件で、複数のコースを計画した届出がある。



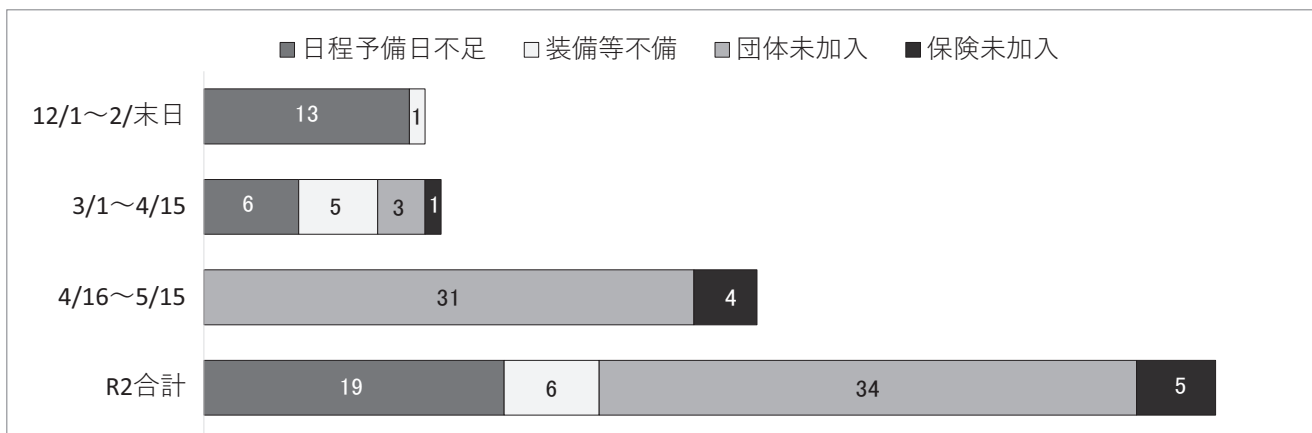
<下山口別構成率>



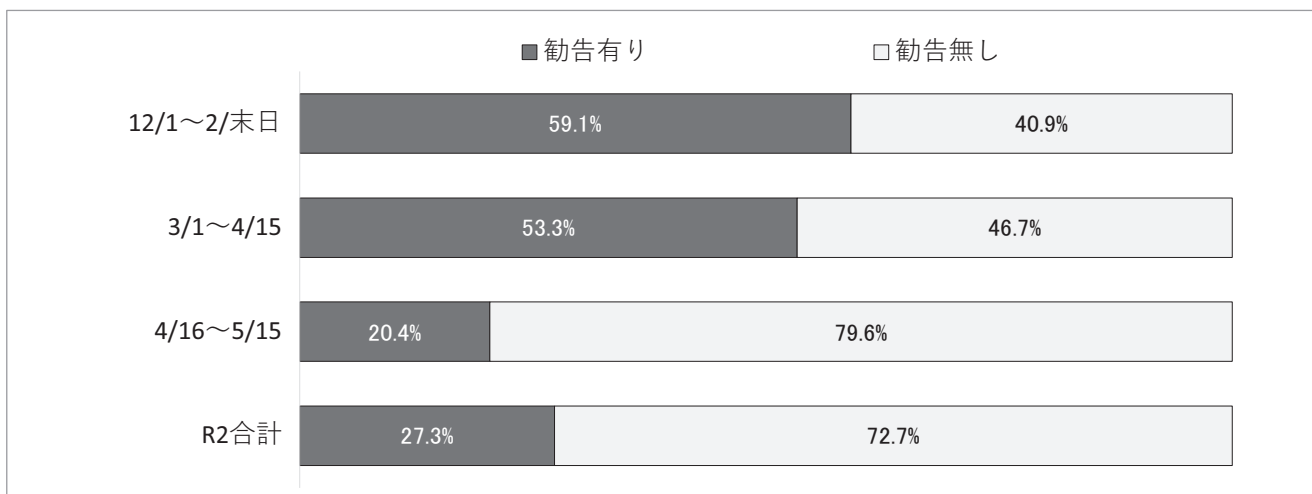
⑥ 勧告状況

勧告内容は予備日不足が最多であり、特に、12月1日から2月末日までの、7日間の予備日が必要な期間中の不足が多く認められた。期間中の全届出数に対する勧告件数の割合は、約27%であった。

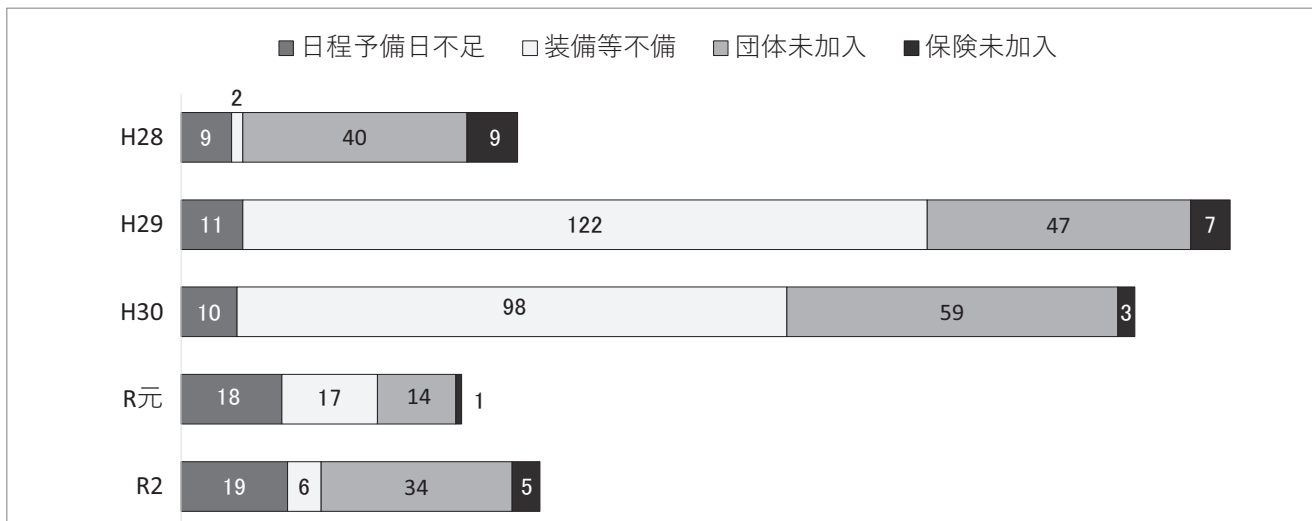
<勧告件数> ※1件の届出に対して、複数の勧告を行った場合がある



<勧告件数の比率>



<過去5年間の勧告件数>



(3) 富山県登山届出条例等

① 富山県登山届出条例

昭和41年3月26日

富山県条例第22号

改正 昭和44年2月17日条例第1号 昭和44年10月6日条例第40号

平成4年3月27日条例第1号 平成15年12月18日条例第55号

(目的)

第1条 この条例は、富山県の区域内にある山岳のうち、特に危険な地区及び期間に登山しようとする者に対し、登山届を提出させることにより、山岳遭難の防止及び遭難時の対策に資することを目的とする。

(昭44条例40・一部改正)

(定義)

第1条の2 この条例において「危険地区」とは、別表第1に掲げる地区をいう。

2 この条例において「特別危険地区」とは、危険地区のうち別表第2に掲げる地区をいう。

3 この条例において「登山」とは、12月1日から翌年5月15日までの間に危険地区に立ち入ることをいう。

4 この条例において「登山者」とは、登山する者をいう。

(昭44条例40・追加)

(登山者の心構え)

第2条 登山者は、適正な登山計画を作成し、その計画に基づいて装備、食糧等を整え、登山しなければならない。

(特別危険地区に対する登山者の心構え)

第3条 登山者は、12月1日から翌年4月15日までの間は、特別危険地区に立ち入らないように努めなければならない。

(昭44条例40・全改)

(登山届の提出)

第4条 登山者は、次の各号に掲げる事項を記載した登山届を知事に提出しなければならない。この場合において、登山者が集団で登山するときは、代表者が提出することができる。

(1) 住所、氏名、性別及び年齢

(2) 登山歴(山岳団体に所属している登山者にあつては、登山歴についての当該山岳団体の代表者の確認のあるもの)

(3) 行程及び日程

(4) 日程中の行動の概要

(5) 装備及び食糧

(6) 緊急時における連絡先

(7) 緊急時の救助体制

(8) 山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入又は未加入の別

2 前項の届出は、登山する日の20日前までにしなければならない。

3 登山者は、登山前に第1項の登山届の記載事項を変更したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

4 遭難救助に従事する者その他知事が特に認める者については、第2項の規定は、適用しない。

(昭44条例40・一部改正)

(登山届済書の交付)

第5条 知事は、前条第1項の規定により提出された登山届を受理したときは、登山届済書(以下「届済書」という。)を登山者に交付するものとする。

2 知事は、登山届の内容が不相当と認めたときは、届済書を交付する前に、登山者に必要な勧告をすることができる。

(届済書の提示)

第6条 登山者は、常に届済書を携行し、知事の指定する登山指導員(以下「指導員」という。)からその提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 指導員は、登山者の装備等が届済書の記載事項と相違すると認めたときは、必要な勧告をすることができる。

3 指導員は、前2項の規定により、届済書の提示を求め、又は必要な勧告をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(審議会の設置)

第7条 第5条第2項に規定する知事の勧告の基準その他必要な事項を調査審議するため、富山県山岳遭難防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭44条例40・一部改正)

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査研究するため、必要があるときは、臨時の委員を置くことができる。

3 委員及び臨時の委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(昭44条例1・一部改正)

(会長)

第9条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時の委員は、特別の調査研究が終了したときは、解任するものとする。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 登山届を提出しないで登山をした者
- (2) 虚偽の登山届を提出して登山をした者
- (3) 第6条の届済書の提示を拒んだ登山者

(昭44条例40・平4条例1・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭44条例40・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第1号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

別表第1

(昭44条例40・追加)

劔岳及び早月尾根を中心とした区域で、馬場島からブナクラ乗越に至る白萩川及びブナクラ谷、ブナクラ乗越から赤谷山、白萩山、赤ハゲ、白ハゲ及び池平山を経て仙人山に至るりよう線、北股、劔沢、武蔵谷、武蔵のコルから劔御前、別山乗越、室堂乗越、西大谷山、クズバ山を経て中山に至るりよう線並びに中山と馬場島を結ぶ線に囲まれた区域

別表第2

(昭44条例40・追加)

- 1 東大谷を中心とした区域で、東大谷出合、左尾根、早月尾根2,600、早月尾根、別山尾根及び右尾根に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域を除く。)
- 2 池の谷を中心とした区域で、池の谷出合、小窓尾根、三の窓、池の谷乗越、劔岳、早月尾根及び早月尾根1,920に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域及び劔尾根両側50メートル以内の区域を除く。)

② 富山県登山届出条例施行規則

昭和44年11月1日

富山県規則第55号

改正 平成4年4月30日規則第34号 平成11年3月26日規則第4号

平成13年1月5日規則第2号 平成16年11月8日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県登山届出条例(昭和41年富山県条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(登山届の様式)

第2条 条例第4条第1号に規定する登山届は、登山届(様式第1号)によるものとする。

(勧告の基準)

第3条 条例第5条第2項の規定により行なう知事の勧告は、次に掲げる事項を検討して行うものとする。

(1) 技術経験に関する基準

12月1日から翌年5月15日まで(以下「積雪期」という。)の登山者の危険地区における登山経験、積雪期における危険地区と同程度の危険性があると認められる山岳における登山経験その他の登山経験の有無による登山技術上の危険性の有無及びパーティーの構成の適否

(2) 行程及び日程に関する基準

行程における登山コース、日程の余裕等の判断による登山計画の適否

(3) 装備等に関する基準

パーティーの構成、行程、登山の方法等に対する装備及び食料の適否

(4) 緊急時の対策に関する基準

緊急時に必要とするトランシーバー等の携行の有無及び山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入の有無による緊急時の対策の適否

(登山指導員の証票)

第4条 条例第6条第3項に規定する指導員の身分を示す証票は、「登山指導員の証票(様式第2号)」によるものとする。

(登山届を登山する20日前までにしなくてもよい者)

第5条 条例第4条第4項に規定するその他知事が特に認める者とは、森林管理署の職員、電力会社の職員その他これに類する者で、業務に従事するため危険地区に立ち入る者とする。

③ 勧告の基準

昭和41年9月16日

改正 昭和42年2月25日 昭和44年8月1日 昭和62年12月9日

条例第5条第2項の規定により、知事が行う勧告の基準は次のとおりとする。

(1) 12月1日から4月15日まで

ア 単独登山に対しては、中止を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、原則としての2分の1以上の積雪期登山の経験者で構成され、且つリーダーは積雪期登山経験の豊富な者を求める。

ウ 特別危険地区に登山することを計画した届出は、中止又はコースの変更を求める。

エ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

なお、予備日は、12月1日から2月末日までは少なくとも7日以上、3月1日から4月15日までは少なくとも5日以上を求める。

オ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断し、装備及び食糧が積雪期登山に対しあらかじめ不備とみとめられる場合は、再検討及び必要なものための携行を求める。

カ パーティー間及び基地との連絡のため、とくにトランシーバーの携行を求める。

〔昭和44年8月1日・一部改正及び追加〕
〔昭和62年12月9日・一部改正〕

(2) 4月16日から5月15日まで

ア 積雪期登山の経験、コース及び日程等から判断して、明らかに危険とみなされる単独登山者については、中止又は計画の変更を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、できるだけ多くの積雪期登山の経験者を求める。

ウ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

昭和42年2月25日・追加

昭和44年8月1日・追加

昭和62年12月9日・一部改正

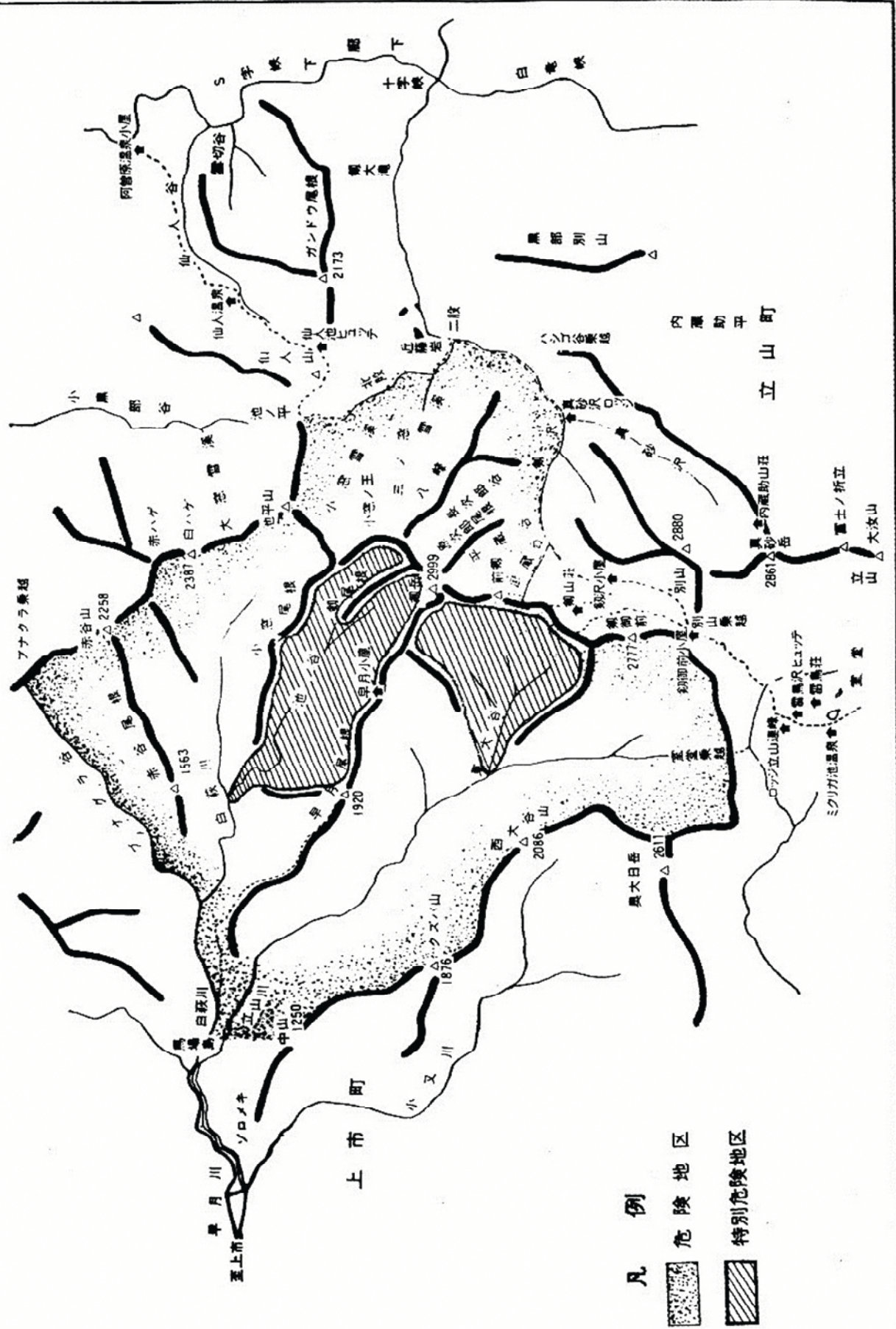
(3) その他

ア 山岳団体に所属していない者については、既存の山岳団体に加入するか、又は新たに山岳団体を組織するよう勧奨する。

イ 山岳遭難捜索費用に充てるための保険に加入していない者については加入するよう勧奨する。

(昭和44年8月1日・追加)

④ 危険地区及び特別危険地区



⑤ 登山届様式

登 山 届

令和 年 月 日

富山県知事 殿

届出者 住 所 〒

氏 名

電話番号

富山県登山届出条例第4条第1項の規定により、次のとおり登山届を提出します。

パーティーの名称		
登山者の住所、氏名、性別、年齢及び登山歴		別紙のとおり
登 山 期 間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (予備日 日を含む。)
行 程		
日程及び行動の概要	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	

装 備 及 び 食 糧	テント	型 型	人用 人用	張 張	
	ツェルト		人用	張	
	ザイル		メートル メートル	本 本	
	スコップ			丁	
	スノーソー			丁	
	ラジオ			台	
	アイゼン			組	
	輪かんじき(スノーシュー)			組	
	ビーコン			個	
	通 信 機 器	トランシーバー		台	メガヘルツ
		アマチュア無線機		台	メガヘルツ
		携帯電話	台	電話番号	
	燃 料				
	食 糧 (非常食を除く。)	日分			
非 常 食	食分				
そ の 他					
緊 急 時 の 連 絡 先	住 所				
	氏 名				
	電話番号				
緊 急 時 の 救 助 体 制	救助する者 の代表者	住 所			
		氏 名			
	救助する者 の人数	電話番号			
救助する者 の人数	人				
山岳遭難捜索費用に充 てるための保険の加入	有	保険会社等の名称		無	
摘 要					
※					
※ 受 理	※ 令和	年	月	日	
			※ 自 第	号	

備考

- 1 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入すること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。

分担	住所	氏名	性別	年齢	登山歴（主に積雪期）			リーダー経験
					年月	日数	山名	
リーダー					年 月	日		回
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		

分担	住所	氏名	性別	年齢	登山歴（主に積雪期）			
					年月	日数	山名	リーダー経験
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		

上記の登山者の登山歴について、確認します。

令和 年 月 日

富山県知事 殿

山岳団体 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

備考 登山者の登山歴についての確認は、当該登山者が山岳団体に所属している場合に、当該山岳団体の代表者から受けること。

10 立山室堂地区における山岳スキー等の遭難防止対策について

平成 25 年 11 月に立山連峰の真砂岳で発生し、死者 7 人を出した雪崩事故を受け、平成 26 年 4 月に「富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱」が施行された。以後、対象期間中（4 月、5 月、11 月）に立山室堂地区へ入山する登山者やスキーヤー等に対して、以下の遭難防止に関する取り組みを継続している。

令和 3 年は春山では、新型コロナウイルス感染拡大防止によるアルペンルートの運休等により入山届件数・人数ともに大幅に減少した前年よりも大幅に増加、11 月は前年並みとなっている。

● 入山届の受理

- ・ 室堂ターミナル内の入山安全相談窓口と立山駅の臨時窓口に入山指導員を常駐させ、入山届の受理及び安全指導を行った。
- ・ オンライン登山届「コンパス」のシステム改修を行い、令和元年から「コンパス」での入山届提出が可能になった。

● 適切な情報発信と現地指導の強化

- ・ 室堂周辺における気象情報及び雪崩情報、その他入山に際し注意が必要な情報等を提供した(専用ホームページにも掲載)。

● ビーコン等必要装備携行の指導及びビーコン不携帯者への貸出（有償）

● 山岳保険加入の推奨

「富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱」の概要

- 1 施行年月日 平成 26 年 4 月 16 日
- 2 適用期間 4 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 11 月 1 日から同月 30 日までの期間のうち、毎年度知事が定める期間
- 3 適用区域 立山室堂地区

<入山届の受理状況及び雪崩ビーコン貸出台数>

期 間		4/中(適用 開始)~GW 前	GW中※	GW 後 ~5/31	春山小計	11 月	合 計
令和 3 年	件 数	957	548	845	2,350	1,076	3,426
	人 数	1,940	1,102	1,654	4,696	2,172	6,868
	ビーコン貸出	14	32	22	68	7	75
令和 2 年	件 数	54	0	1	55	1,009	1,064
	人 数	82	0	1	83	2,064	2,147
	ビーコン貸出	2	0	0	2	3	5
令和 元 年	件 数	575	1,120	976	2,671	941	3,612
	人 数	1,592	2,629	1,983	6,204	1,862	8,066
	ビーコン貸出	9	80	4	93	3	96
平成 30 年	件 数	633	870	758	2,261	592	2,853
	人 数	1,455	1,902	1,667	5,024	1,258	6,282
	ビーコン貸出	12	19	7	38	3	41
平成 29 年	件 数	689	884	813	2,386	604	2,990
	人 数	1,570	1,975	2,096	5,641	1,533	7,174
	ビーコン貸出	13	60	0	73	4	77

※ ゴールデンウィークは、原則 4 月 29 日から 5 月 7 日までの期間とする。
ただし、期間前後が週末の場合などは、期間を若干延長して計上する。

(1) 富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱（平成26年富山県告示第225号）

（目的）

第1条 この要綱は、立山室堂地区において山岳スキー、スノーボード、登山等（次条第2項及び第3条第3項において「山岳スキー等」という。）を行う者の入山届の提出その他安全の確保に関し必要な事項を定めることにより、山岳遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「立山室堂地区」とは、別表第1項に規定する区域をいう。

2 この要綱において「入山」とは、4月1日から5月31日まで及び11月1日から同月30日までの期間のうち、毎年度知事が定める期間において、山岳スキー等を行うために、室堂ターミナルを経て立山室堂地区（別表第2項に規定する区域を除く。）に立ち入ることをいう。

3 この要綱において「入山者」とは、入山をする者（当該入山について、富山県登山届出条例（昭和41年富山県条例第22号）第4条第1項の規定による登山届を提出した者を除く。）をいう。

（入山届の提出）

第3条 入山者は、次に掲げる事項を記載した入山届（別記様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 住所、氏名及び年齢
- (2) 入山の目的
- (3) 緊急時における連絡先
- (4) 雪崩ビーコン（雪崩に埋まった人の位置を探知するために電波を発信し、及び受信する機能を有する機器をいう。以下同じ。）その他の装備の携帯の有無
- (5) 山岳保険（山岳遭難捜索費用に充てるための保険をいう。以下同じ。）の加入又は未加入の別
- (6) 行程及び日程
- (7) 日程中の行動の概要及び宿泊先
- (8) その他知事が定める事項

2 前項の入山届は、入山者が集団で行動する場合は、代表者が提出することができる。

3 第1項の規定による入山届の提出は、山岳スキー等を行う前に、室堂ターミナル内において行うものとする。

4 知事は、第1項の入山届に記載された情報を警察その他救助、山岳遭難の防止又は遭難者の救助若しくは医療のために医療等に関係する者に対し、必要な限度で提供することができる。

（入山者の遵守事項）

第4条 入山者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 雪崩、滑落、天候の急変その他山岳遭難の危険を予防するため、自己及び他の入山者の安全に十分に配慮して行動すること。
- (2) 雪崩ビーコンその他の適切な装備を携帯すること。

(3) 次条第1項の入山指導員又は警察官が山岳遭難の防止を図るために行う指導及び助言を尊重すること。

(4) 特段の事情のない限り、山岳保険に加入すること。

(入山指導員)

第5条 知事は、登山に関し知識及び経験を有する者のうちから、入山指導員を委嘱する。

2 入山指導員は、第3条第1項の規定により提出された入山届の記載内容を確認するとともに、入山者に対し、その遭難の防止を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(山岳遭難対策協議会等との連携)

第6条 県は、国の機関、市町村、警察、交通事業者、宿泊施設関係者その他山岳関係団体等（次項において「関係機関等」という。）と連携して、入山者の遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助を図るものとする。

2 県は、関係機関等及び県の関係部局で組織する富山県山岳遭難対策協議会が行う次の事業を支援するものとする。

(1) 立山室堂地区の気象、雪崩等に関する情報の提供

(2) 入山者に対する雪崩ビーコンの携帯の指導及び貸出し

(3) 山岳保険の加入の推奨その他入山者に対する指導及び助言

附 則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

別表（第2条関係）

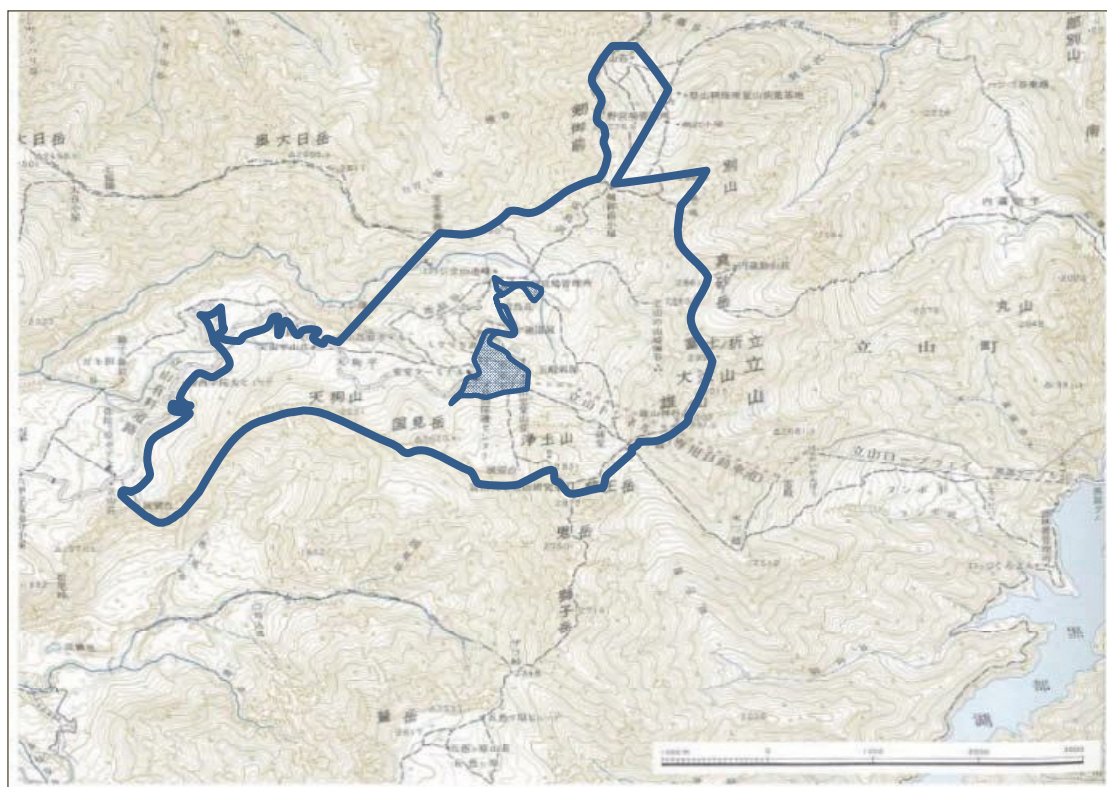
1 立山室堂地区

浄土山から稜線を南東進し龍王岳に至り、同地から稜線を北東進し一ノ越を経て雄山に至り、同地から稜線を北進し大汝山、富士の折立、真砂岳を経て別山に至り、同地から西進し劔御前小舎に至り、同地から北進し劔澤小屋を経て劔山荘に至り、同地から西進し劔御前北方の稜線との交点に至り、同地から稜線を南進し劔御前小舎前に至り、同地から稜線を西進し室堂乗越に至り、同地から南西進し立山高原ホテルに至り、同地から車道を西進し富山県立山荘に至り、同地から南東進しカルデラ展望台に至り、同地から稜線を東進し天狗山、国見岳、室堂山展望台を経て浄土山に至る線で囲まれた一円の区域（下図の太線で囲まれた区域）

2 立入りが「入山」とならない区域

室堂ターミナル（駐車場を含む。）、富山県立山センターその他の室堂平又は雷鳥沢に所在する建物及びそれらの敷地又は野営場、これらの施設を結ぶ歩道（雪上の経路を含む。以下同じ。）、室堂ターミナルから雪の大谷に至る歩道並びに車道の区域（下図の塗りつぶしの区域）

図



(2) 入山届様式

別記様式（第3条関係）

入 山 届

年 月 日

富山県知事 殿

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱第3条第1項の規定により、次のとおり入山届を提出します。

また、その内容を警察その他遭難者の救助、医療等に関係する者に対し、必要な限度で情報提供することを承諾します。

グループ名、 入山者を代表する者の住所、氏名、年齢及び携帯電話番号、緊急時の連絡先、装備並びに山岳保険加入の有無	グループ名	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
	住所		
	氏名 (歳)	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
	携帯電話番号		
緊急時連絡先（電話番号 氏名 本人との関係		無	
入山の目的 (該当するものに○)	スキー・スノーボード・登山・写真撮影・その他 ()		
入山期間	年 月 日から 月 日まで		
行程			
日程及び行動の概要	行動日	当日の行動の概要	宿泊先
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

備考

- 1 タンボ平、内蔵助カール、御山谷等の立山室堂地区外の区域においてスキー、スノーボード、登山等をされる場合も、帰路につくまでの全行程について記入してください。
- 2 緊急時連絡先は、入山者以外で連絡がとれる人の氏名及び連絡先を記入してください。
- 3 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入してください。

グループの場合、代表者以外の入山者については、各自が下記に記入してください。

住所	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
氏名 (歳)		
携帯電話番号	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先（電話番号 氏名 本人との関係		
住所	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
氏名 (歳)		
携帯電話番号	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先（電話番号 氏名 本人との関係		
住所	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
氏名 (歳)		
携帯電話番号	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先（電話番号 氏名 本人との関係		
住所	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
氏名 (歳)		
携帯電話番号	雪崩ビーコン ショベル プローブ (ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ()
緊急時連絡先（電話番号 氏名 本人との関係		

行動予定場所を图示してください。



1.1 遭難防止対策等推進状況

令和3年に実施した遭難防止対策等の事業は、次のとおりである。

(以下、遭難対策協議会を「遭対協」という。)

	項 目	内 容
1月	冬山遭難防止活動の推進 (12月24日～1月6日)	登山指導員及び山岳警備隊員が馬場島において、遭難防止活動を実施
	冬山遭難救助ミニ訓練の実施 (18日～22日)	山岳警備隊員23人が5班に分かれて剣岳、大日岳において遭難救助訓練を実施 【救助部】
3月	積雪期山岳遭難救助訓練の実施 (1日～10日)	山岳警備隊員24人が5班に分かれて剣岳早月尾根及び西大谷山において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	合同遭難救助訓練の実施 (12日～13日)	朝日岳方面遭対協救助隊員14人、山岳警備隊員3人及び関係者2人が合同で、新潟県糸魚川市内蓮華温泉一帯において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	室堂平周辺積雪期利用適正化協議会を 書面協議にて実施(15日)	室堂平周辺積雪期利用適正化協議会総会を 書面開催とし、山小屋、交通機関及び山岳関係者等と室堂平周辺の利用者の安全対策等についてを協議 【防止対策部】
	「山巔」の発刊(15日)	県遭対協が山岳遭難防止活動に関する白書「山巔」800部を関係機関に配布
	春山情報の提供(31日)	県警ホームページを更新し、春山情報を提供 【救助部】
4月	国立登山研修所事業計画について(2日)	県内高校及び市町村教育委員会に対し、登山研修所主催研修会を通知し参加を促す 【防止指導部】
	山岳遭難救助訓練の実施(9日)	山岳警備隊員28人が国立登山研修所において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	登山指導員の配置(15日)	立山室堂に登山指導員を配置 【防止対策部】
	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業の実施(15日～5月31日)	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づき、室堂ターミナル構内に「入山安全相談窓口」を設置し、入山指導員を配置し、入山届の受理や指導、パトロールを実施 【防止対策部】
	国立登山研修所が主催する研修会の開催について(22日)	県内高校及び市町村教育委員会に対し、登山研修所主催研修会を通知し参加を促す 【防止指導部】
	春山情報の提供(24日)	県警ホームページを更新 【救助部】
	朝日岳方面遭対協総会の開催(27日)	朝日岳方面遭対協が朝日町役場において総会を開催
医王山開山式の実施(29日)	南砺市役所が医王権現堂にて医王山開山式を実施し、山岳警備隊員が出席	
5月	国立登山研修所が主催する研修会の開催について(12日)	県内高校及び市町村教育委員会に対し、登山研修所主催研修会を通知し参加を促す 【防止指導部】
	春山遭難救助ミニ訓練の実施(17日～21日)	山岳警備隊員26人が5班に分かれて、立山・剣岳一帯において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	薬師岳方面遭対協総会の開催(28日)	薬師岳方面遭対協が大山地域市民センターにおいて総会を開催
	合同遭難救助訓練の実施(29日～30日)	朝日岳方面遭対協救助隊員等20人と山岳警備隊員3人が合同で、朝日町笹川地内周辺において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	立山・剣岳方面遭対協総会の開催(31日)	立山・剣岳方面遭対協が書面総会を開催

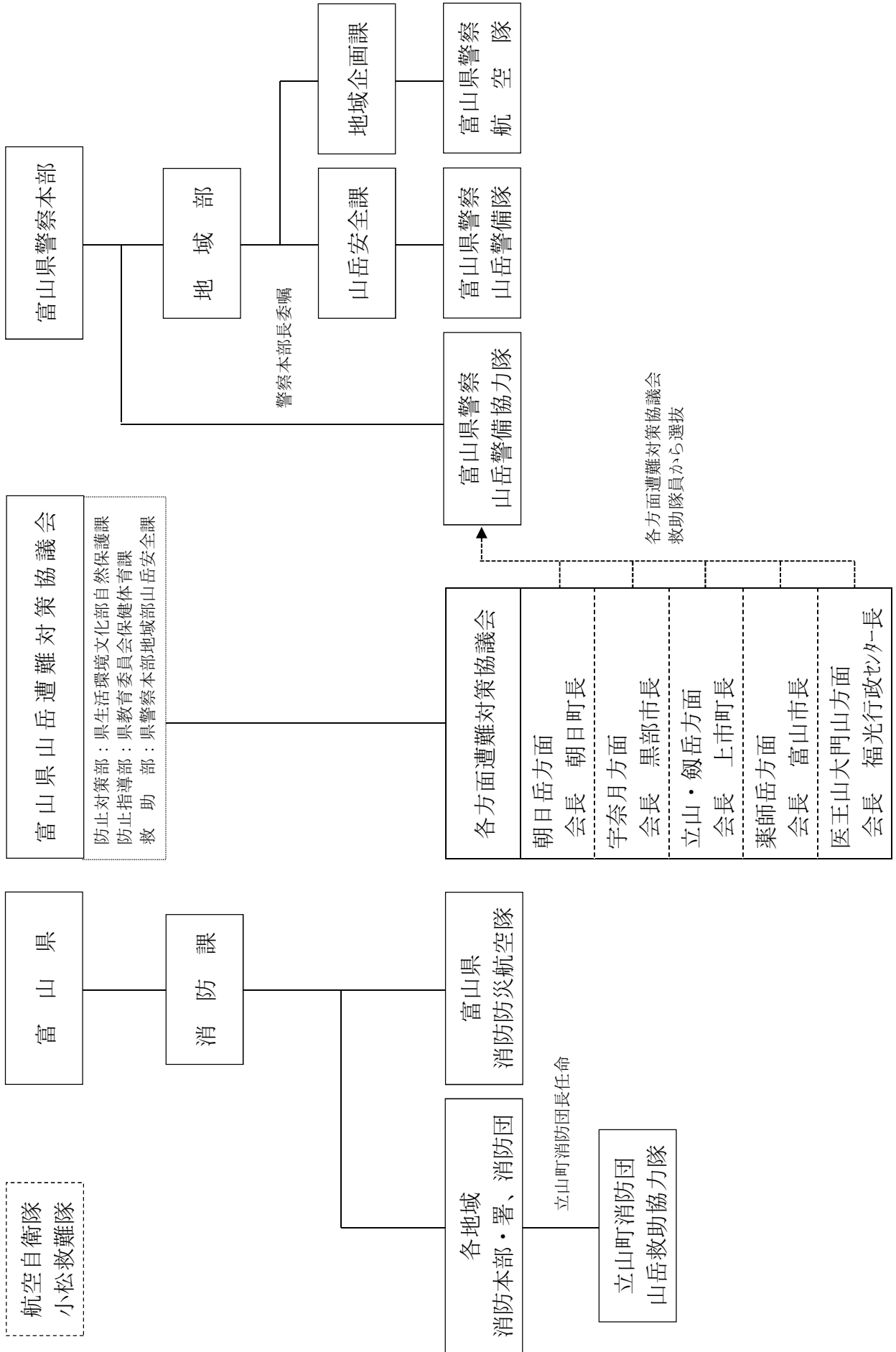
6月	入山指導員による登山指導等の実施 (6月～10月)	4月、5月に引き続き立山室堂において、登山指導、遭難防止活動、パトロール等を実施 【防止対策部】
	令和3年度定例総会の実施 (書面表決方式)	令和3年度富山県遭対協定例総会を、新型コロナウイルスの感染症拡大を踏まえ、書面表決方式で実施 【防止指導部・防止対策部・救助部】
	集団登山引率者講習会の実施 (10・11日、17・18日)	幼・小・中・高・特別支援学校における集団登山が安全に行われるよう、引率する教員を対象に、1日目にオンラインによる研修、2日目は日帰りの室堂及び雄山においての講習会を2回に分けて実施 【防止指導部】
	合同遭難救助訓練の実施 (13日)	宇奈月方面遭対協救助隊員等9人と山岳警備隊員2人が合同で、僧ヶ岳において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	学校登山における登山用ヘルメットの着用の指導 (17日)	学校登山におけるヘルメット着用の指導を実施 【防止指導部】
	夏山遭難救助訓練の実施 (15日～21日)	山岳警備隊員等22人が4班に分かれて、立山・劔岳一帯において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	安全登山ハンドブック (2021)の配布について (22日)	県内の小学校に、安全登山の普及のために配布 【防止指導部】
	宇奈月方面遭対協総会の開催 (29日)	宇奈月方面遭対協が書面総会を開催
	夏山遭難防止対策の推進 (7月～8月)	夏山期間中、報道機関を通じて遭難防止の広報を実施
7月	学校登山用ヘルメット貸出の推進 (7月～8月)	立山センターに学校登山用ヘルメット約600個を配置し、貸出を実施 【防止対策部】
	夏山遭難防止チラシを作製・配布	夏山遭難防止チラシ4,500枚を作成し、一般登山者等に配布 【防止対策部・救助部】
	宇奈月方面遭対協総会の開催 (2日)	宇奈月方面遭対協が書面総会を開催
	夏山事前パトロールの実施 (9日～12日)	朝日岳方面遭対協救助隊員4人と山岳警備隊2人及び関係者2人が合同で、白馬岳、朝日岳等の夏山事前パトロールを実施 【救助部】
	夏山事前パトロールの実施 (16日～18日)	宇奈月方面遭対協救助隊員等13人と山岳警備隊員2人が合同で、唐松線・白馬線の夏山事前パトロールを実施 【救助部】
	夏山登山の事故防止について (20日)	県内の小・中・高に対して夏山登山の事故防止についての指導を実施 【防止指導部】
夏山情報の提供 (20日)	県警ホームページを更新し、夏山情報を提供 【救助部】	
8月	北アルプス三県合同山岳遭難防止キャンペーンの中止 (8日)	立山室堂において三県(長野・富山・岐阜)統一日の山岳遭難防止キャンペーンを予定したものの、コロナウイルス感染拡大により中止 【防止指導部・防止対策部・救助部】
	登山道パトロールの実施 (21日～22日)	宇奈月方面遭対協救助隊員1人と山岳警備隊員2人及び事務局3人が合同で、仙人谷線の登山道パトロールを実施 【救助部】
9月	秋山遭難防止対策及び救助活動の推進 (9月～11月)	立山・劔岳方面、黒部ダム、宇奈月駅、黒部峡谷阿曾原温泉小屋等において登山指導及び救助活動を推進
	秋山情報の提供 (1日)	県警ホームページを更新し、秋山情報を提供 【救助部】
	合同訓練の実施 (3日)	朝日岳方面遭対協救助隊員と山岳警備隊員と糸魚川消防署等が合同訓練を実施し連携を強化 【救助部】
	黒部峡谷下ノ廊下における遭難防止対策の実施 (9月15日～11月3日)	方面遭対協、山小屋、交通機関等と連携し、黒部峡谷下ノ廊下における各種遭難防止対策の実施 【防止対策部・救助部】
秋山遭難救助訓練の実施 (13日～21日)	山岳警備隊員等26人が4班に分かれて立山・劔岳一帯及び南砺市周辺山域において遭難救助訓練を実施 【救助部】	

10月	下ノ廊下対策における遭難防止キャンペーンの実施（9日）	黒部峡谷鉄道宇奈月駅において宇奈月方面遭対協と黒部警察署が合同で安全登山啓発キャンペーンを実施 【防止対策部・救助部】
	総合山岳遭難救助訓練の実施（28日）	山岳警備隊員等28人が国立登山研修所において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	国立登山研修所が主催する研修会の開催について（28日）	県内高校及び市町村教育委員会に対し、登山研修所主催研修会を通知し参加を促す 【防止指導部】
	合同遭難救助訓練の実施（30日）	朝日岳方面遭対協救助隊員等7人と山岳警備隊員2人が合同で、北又谷において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業の実施（1日～30日）	室堂ターミナル内に「入山安全相談窓口」を設置し、入山指導員を常駐させて入山届受理と入山指導を実施 【防止対策部】
	合同遭難救助訓練の実施（13日）	薬師岳方面遭対協救助隊員等9人と山岳警備隊員4人が合同で、鋤崎山及び大品山において遭難救助訓練を実施 【救助部】
11月	北アルプス三県合同山岳遭難防止対策連絡会議の開催（22日）	岐阜県で、北アルプス三県（長野・富山・岐阜）合同山岳遭難防止対策連絡会議がオンラインで開催され、遭難防止対策を協議 【防止指導部・防止対策部・救助部】
	登山指導員の委嘱（29日）	登山指導員を委嘱し、打合せ会議を開催 【防止対策部】
	冬山情報の提供（28日）	冬山情報第1号を提供 【救助部】
	冬山遭難防止活動の推進（12月～2月）	各方面遭対協、山岳関係者等と連携して遭難防止活動を推進
12月	登山指導センターの開設（1日）	馬場島に登山指導センターを開設 【防止対策部】
	冬山登山の事故防止について（2日）	県内の小・中・高に対して冬山登山の事故防止についての指導を実施 【防止指導部】
	冬山遭難救助ミニ訓練の実施（8日～12日）	山岳警備隊員等26人が5班に分かれて細蔵山や猫又山周辺及び国立登山研修所において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	合同遭難救助訓練の実施（11日～12日）	朝日岳方面遭対協救助隊員等21人と山岳警備隊員3人が合同で、国立登山研修所において遭難救助訓練を実施 【救助部】
	冬山遭難防止ポスターの作成・配布	冬山遭難防止ポスター（カレンダー）2,000部を作成し、山岳関係機関・団体等に配布するとともに、山小屋、駅、登山口等に掲示 【防止対策部・救助部】

	項目	内容
年間	安全登山指導、パトロール及び遭難救助活動の実施	救助部及び防止対策部が各部の活動拠点において、山岳警備隊員、登山指導員、入山指導員等による安全登山の指導、パトロール及び遭難救助活動を実施
	山岳情報の収集と情報発信	○ 山岳関係者、登山者等から山岳情報を収集し、駅等に設置の掲示板等で情報を提供 ○ ホームページとツイッターで情報発信し、安全登山を啓発 ○ 山小屋等に宿泊の登山者に対し安全登山講話を実施 ○ パトロール中、体力不足・装備不十分な登山者等を対象に声かけ指導を実施
	登山届のチェックと安全登山指導の実施	防止対策部及び救助部が、登山届の提出者に対し、必要に応じて山岳情報の提供と安全登山指導を実施

1 2 富山県山岳遭難救助組織概念図

富山県山岳遭難救助組織概念図



SAN TEN

山 嶺

No.31

令和4年3月発行

発行 富山県山岳遭難対策協議会

富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部地域部山岳安全課内

TEL 076-441-2211 (内線 3911)

編集 富山県生活環境文化部自然保護課

富山県教育委員会保健体育課

富山県警察本部地域部山岳安全課